

**【新型コロナウイルス関連情報】**  
**緩和ロードマップ第4段階の開始日の延期**  
**(7月17日発出領事メール)**

7月15日、マーティン首相は、再生産数が「1」を超える等、最近の国内外の感染状況を受けて、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出禁止等の措置の緩和ロードマップ(改訂版)」の最終段階である第4段階の開始日を、当初予定の7月20日から8月10日に延期する旨発表しました。顔を覆う用品(マスク等)の着用など、これまでより厳しくなった規制もありますので、ご注意ください。

1 7月15日、マーティン首相は、緩和ロードマップ第4段階の開始日延期を発表した際、再生産数を「1」以下に抑制するため、下記の5つの措置を講じることを強調しました。在留邦人の皆様におかれてはご注意ください。

(1) 顔を覆う用品(face covering)の着用

- ・店舗やショッピングセンターで着用しなければならない。
- ・販売員も、間仕切りがなく、2m以上の距離を取れない場合は、着用する。
- ・実施規則と罰則を作成中。
- ・(公共交通機関については7月13日から着用が義務化されています。違反者は乗車を拒否されることがあります。但し、13歳未満の者、病気や障害により着用困難な場合者などは例外です。詳細は、以下のアイルランド政府ウェブサイトをご参照下さい。)

[https://merrionstreet.ie/en/News-](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/Releases/Minister_for_Health_signs_regulations_for_the_mandatory_wearing_of_face_coverings_on_public_transport.html)

[Room/Releases/Minister\\_for\\_Health\\_signs\\_regulations\\_for\\_the\\_mandatory\\_wearing\\_of\\_face\\_coverings\\_on\\_public\\_transport.html](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/Releases/Minister_for_Health_signs_regulations_for_the_mandatory_wearing_of_face_coverings_on_public_transport.html)

<https://www.gov.ie/en/publication/aac74c-guidance-on-safe-use-of-face-coverings/>

(2) パブ、バー、ホテルのバー、ナイトクラブ及びカジノ

- ・8月10日まで閉鎖(継続)。
- ・食事の提供を伴う形で営業中のパブ及びバーは、公衆衛生の遵守を条件に営業継続可。

(3) 他人の家への訪問

- ・他人の家への訪問者数は最大10人とし、その構成を4家族までに制限。

(4) 大規模集会

- ・現在の制限(屋内50人、屋外200人)を8月10日まで延長。

(5) 外国渡航

- ・7月20日にグリーン・リストを発表する。リストは2週間ごとに見直し。(リスト掲載国からの入国者には行動制限が課されない。)
- ・不必要な外国渡航を行わないことを勧告(継続)。リスト掲載国であっても同じ。

- ・アイルランドへの入国者は、以下を求められる（継続）。
- 1 4 日間の滞在先及び連絡先を申告する COVID-19 旅客位置情報フォーム（COVID-19 Passenger Locator Form）を提出する義務の遵守。
- 1 4 日間の行動制限の遵守（必要不可欠な場合を除き屋内で過ごし、可能な限り接触を避けること）。
- ・フォームへの正確な記載を遵守させるため、空港及び港湾職員を増強する。
- ・効率的なフォローアップのため、フォームのオンライン化を推進中。

2 上記の措置に伴い、第3段階が継続されます。6月22日付で、日本大使館領事メールにて、第3段階の措置の概要を案内しており、次のURLから参照可能です。但し、上記1（1）～（5）の措置が優先します。

<https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100067122.pdf>

本日（7月17日）時点で実施中の第3段階の措置の内容は、次のアイルランド政府ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.gov.ie/en/publication/d06271-easing-the-covid-19-restrictions-on-29-june-phase-3/>

3 アイルランド政府は、7月17日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を25,730件、累積死亡者数を1,752名と発表しました。

<https://www.gov.ie/en/press-release/fcfe8-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-friday-17-july/>

4 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

[https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00004.html](https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html)

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合、下記までご連絡下さい。

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300 E-mail：[consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)